

# 中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

## 2019年5月

JBS Newsletter  
2019年07月05日

### Contents

#### 税務法規

##### 1. 企業所得税

- ▶ 「固定資産の加速減価償却に係る優遇政策の適用範囲の拡大に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2019]66号) (“66号公告”)
- ▶ 「一部の行政法規の改正に関する決定」(国务院令[2019]714号) (“714号令”)ほか

##### 2. 増値税

- ▶ 「増値税の期末未控除税額の還付に関する事項についての公告」(国家税務総局公告[2019]20号) (“20号公告”)

##### 3. その他

- ▶ 「車両購入税に係る具体的な政策に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2019]71号) (“71号公告”)

#### 商務法規

- ▶ 「国务院の2019年立法作業計画の公布に関する通知」(国弁発[2019]18号) (“18号通達”)

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語<sup>1</sup>、英語<sup>2</sup>)を毎週発行しています。

2019年05月の発行状況は以下の通りです。

▶ 2019年 05月10日	第2019018号
▶ 2019年 05月17日	第2019019号
▶ 2019年 05月24日	第2019020号
▶ 2019年 05月31日	第2019021号

Japan Business Servicesグループで、2019年05月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

<sup>1</sup> 「中国税务及投资法规速递」

<sup>2</sup> 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) [www.ey.com/chinese/CTIE](http://www.ey.com/chinese/CTIE)

(英語版) [www.ey.com/cn/CTIE](http://www.ey.com/cn/CTIE)

## 税務法規

### 1. 企業所得税

- ▶ 「固定資産の加速減価償却に係る優遇政策の適用範囲の拡大に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2019]66号) (“66号公告”)

#### 概要

製造業企業の技術改造及び設備更新を加速させるため、財政部、国家税務総局は2019年4月23日付で、固定資産の加速減価償却政策に関する66号公告を公布した。これにより、固定資産の加速減価償却に係る優遇政策の適用範囲がさらに拡大される。

66号公告の主な内容は次のとおりである。

- ▶ 2019年1月1日より、「固定資産の加速減価償却に係る企業所得税政策の整備に関する通知」(財税[2014]75号) (“75号通達”)及び「固定資産の加速減価償却に係る企業所得税政策のさらなる整備に関する通知」(財税[2015]106号) (“106号通達”)に規定される固定資産の加速減価償却に係る優遇政策の適用範囲が全製造業まで拡大される。

- ▶ 製造業は国家統計局の「国民経済業種分類及びコード(GB/4754-2017)」、「業種分類」に基づくものとされる。今後、当該国民経済業種分類及びコードが更新された場合は、それに従うことになる。
- ▶ 66号公告の公布以前において、固定資産の加速減価償却に係る優遇政策を適用していなかった製造業企業は、66号公告の公布後の月次(四半期)仮申告の際に、または2019年度の年度確定申告の際に、当該優遇を適用することができる。

#### コメント

近年、固定資産の減価償却に係る優遇政策が強化されている。下表は、この数年に公布された政策をまとめたものである。

政策法規	施行時期	固定資産の種類	業種	企業所得税の優遇政策
国税発[2009]81号 (“81号通達”)	2008年1月1日以降	技術の進歩により、製品のモデルチェンジが速く、常に強い振動、高腐食状態に置かれている固定資産	全ての業種	減価償却期間の短縮または加速減価償却の方法を採用できる
75号通達	2014年1月1日以降	単価が5,000元以下の固定資産	全ての業種	一括で損金算入できる
		2014年1月1日以降に新規購入した研究開発及び生産経営に用いる計器、設備	生物薬品製造業、専用設備製造業、運送設備製造業、電子設備製造業、計器製造業、情報伝送・ソフトウェア及び情報技術サービス業	単価が100万元以下のものは、一括で損金算入できる 単価が100万元を超えるものは、減価償却期間の短縮または加速減価償却の方法を採用ができる
		2014年1月1日以降に新規購入した研究開発用の計器、設備	全ての業種	
106号通達	2015年1月1日以降	2015年1月1日以降に新規購入した研究開発と生産経営に用いる計器、設備	軽工業、紡績、機械、自動車の4分野の重点業種	減価償却期間の短縮、または加速減価償却の方法を採用できる(小型低利益企業が新規購入した単価が100万元以下のものは、一括で損金算入できる)

財税[2018] 54号 (“54号通達”)	2018年1月1 日から2020 年12月31日 まで	2018年1月1日から2020 年12月31日までの間に 新規購入した設備、器具	全ての業種	単価が500万元以下 のものは、一括で損 金算入できる。単価 が500万元を超えるも のものは、「企業所得 税法实施条例」、75号 通達及び106号通達 の関連規定に従い、 減価償却を行う
66号公告	2019年1月1 日以降	2019年1月1日以降に新 規購入した設備、器具	全製造業	単価が500万元を超 えるものは、減価償 却期間の短縮または 加速減価償却の方 法を採用できる

66号公告が公布される以前は、規定された10業種の企業が購入した固定資産のみ、減価償却期間の短縮または加速減価償却の方法を採用することが認められ、その他の業種の企業は500万元を超える固定資産について定額法で減価償却を行わなければならなかった。66号公告により、500万元を超える固定資産に対する加速減価償却の適用範囲が全製造業に拡大された。

加速減価償却を一旦選択すると、変更することはできないため、企業は、自社の利益状況も考慮しながら、加速減価償却を採用するか否かを検討するかもしれない。例えば、繰越欠損金があり、その欠損金を繰越期限内に補填しきれない企業であれば、加速減価償却は明らかに賢明な選択ではない。一方、企業の利益が安定し、かつ上昇段階にあれば、加速減価償却の採用を検討することができるだろう。

66号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201904/t20190429\\_3237412.html](http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201904/t20190429_3237412.html)

「業種分類」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.sac.gov.cn/gzfw/ggcx/gjbzgg/201717/>

81号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812166/n812642/c1189307/content.html>

75号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201410/t20141024\\_1154297.html](http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201410/t20141024_1154297.html)

106号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201509/t20150921\\_1469073.html](http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201509/t20150921_1469073.html)

54号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n3359382/n3359449/c3627510/content.html>

「企業所得税法实施条例」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812176/n812748/c1193046/content.html>

▶ 「一部の行政法規の改正に関する決定」(国务院令[2019]714号) (“714号令”)

#### 概要

国务院は2019年4月23日付で、「中華人民共和国企業所得税法实施条例」(“企業所得税法实施条例”)を含む一部の行政法規の改正に関する714号令を公布した。714号令による改正後の法規は、714号令の公布日より施行される。

「企業所得税法实施条例」の改正内容は次のとおりである。(文中における関連の文書番号をクリックすると、法規の詳細をご覧いただけます。)

改正内容(改正部分は青字で表示)	備考
<p>「企業所得税法实施条例」第51条を次のとおり改正する。</p> <p>「企業所得税法」第9条にいう公益性寄付金とは、企業が<b>公益性社会組織</b>(「公益性社会团体」からの変更)または県レベル以上の人民政府及びその部門を通じて行う、<b>法律規定に合致する慈善活動、公益事業</b>に用いられる寄付金を指す。</p>	<p>「企業所得税法实施条例」で従来規定されていた「公益性社会团体」とは、「社会团体登記管理条例」に基づき設立された社会团体及び「基金会管理条例」に基づき設立された基金会をいう。しかし、現行の公益性寄付金に関する税法法規に基づき、企業は「公益性社会团体」に限らず、より広範な組織(例えば、登記をする必要がないか、免除される社会組織)に対する公益性寄付金について、損金算入することができる。「公益性社会团体」から「公益性社会組織」への変更は、対象となる組織の範囲が拡大されたことを示している。</p> <p>新たに追加された「法律規定に合致する慈善活動、公益事業に用いられる」という文言は、主席令[2016]43号により公布された「中華人民共和国慈善法」に呼応するものである。</p>
<p>第52条において、公益性社会組織の要件について規定し、以下の条件を同時に満たす<b>慈善組織及びその他の社会組織</b>が含まれる。</p> <p>...</p> <p>8) 寄付者はいかなる形式によっても、当該<b>法人の財産</b>分配に関与しない。</p> <p>...</p>	<p>旧条項における「条件を満たす公益性団体」には、基金会及び慈善組織が含まれていた。第51条と同じく、当該改正は対象となる組織の範囲が拡大されたことを示している。</p> <p>これに対応して、第52条に定める条件にある「社会团体」も「法人」に変更された。</p>
<p>第53条第1項を次のとおり改正する。「企業で当年に生じたか、<b>過年度より繰り越した</b>寄付金支出は、年度利益総額の12%を超えない金額を控除できる。」</p>	<p>当該改正は、「中華人民共和国慈善法」及び2017年に<b>主席令[2017]第64号</b>(“64号令”)により改正された「企業所得税法」に呼応するものである。(64号令については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2017年3月号を参照。)</p>
<p>非居住者企業による企業所得税の一括納付に対する審査・承認について規定した第127条は削除された。</p>	<p>当該改正は、2018年において<b>主席令[2018]23号</b>(“23号令”)により、「企業所得税法」における、非居住者企業による企業所得税の一括納付に対する審査・承認に関する要求が取り消されたことに呼応したものである。(23号令については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2019年1月号を参照。)</p>

714号令の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-04/29/content\\_5387404.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-04/29/content_5387404.htm)

- ▶ 「IC設計及びソフトウェア産業の企業所得税政策に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2019]68号) (“68号公告”)

#### 概要

2019年5月8日の国务院常务会议でIC及びソフトウェア企業に対する企業所得税の優遇政策の適用期間の延長が決定されたことを受け、財政部及び国家税務総局は2019年5月17日付で68号公告を公布した。

68号公告の主な内容は次のとおりである。

- ▶ 法に基づき設立された、要件を満たすIC設計企業及びソフトウェア企業は、2018年12月31日以前の利益獲得年度から優遇期間を起算し、第1年度と第2年度は企業所得税を免除し、第3年度から第5年度までは25%の法定税率を半減して企業所得税を徴収する。
- ▶ 上述の“要件を満たす”とは、「ソフトウェア産業及びIC産業の発展をさらに奨励するための企業所得税政策に関する通知」(財税[2012]27号) (“27号通達”)及び「ソフトウェア及びIC産業の企業所得税の優遇政策についての問題に関する通知」(財税[2016]49号) (“49号通達”)に規定する要件を満たすことを指す。

68号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201905/t20190521\\_3261938.html](http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201905/t20190521_3261938.html)

27号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812151/n812421/c1083639/content.html>

49号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2128416/content.html>

## 2. 増値税

- ▶ 「増値税の期末未控除税額の還付に関する事項についての公告」(国家税務総局公告[2019]20号) (“20号公告”)

### 概要

財政部、国家税務総局、税関総署が2019年3月20日付で公布した「増値税改革の深化に関する政策についての公告」(2019年39号公告) (“39号公告”)を受け、増値税の期末未控除税額に係る還付業務 (“未控除税額還付”) の便宜を図るため、国家税務総局は2019年4月30日付で20号公告を公布した。20号公告は2019年5月1日から施行される。(39号公告については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2019年3月号を参照。)

20号公告における主な内容は次のとおりである。

### 還付の要件

未控除税額の増加額の還付を申請する納税者は、次の要件を同時に満たさなければならない。

- ▶ 2019年4月の税額帰属期より、連続6ヵ月(四半期ごとに納税する場合、連続する2四半期)の未控除税額の増加額(2019年3月末に比べて新たに増加した期末未控除税額)が全てゼロを上回り、かつ6ヵ月目の未控除税額の増加額が50万元以上であること
- ▶ 納税信用等級がA級またはB級であること
- ▶ 税額還付を申請する前の36ヵ月間において、未控除税額還付、輸出還付の詐取もしくは増値税専用発票の架空発行の状況が発生していないこと
- ▶ 税額還付を申請する前の36ヵ月間において、脱税により税務機関から2回以上の処分を受けていないこと

- ▶ 2019年4月1日以降、即時徴収・即時還付、先徴収・後還付に係る政策の適用を受けていないこと

### 未控除税額の増加額の計算式

還付可能な未控除税額の増加額＝未控除税額の増加額×仕入税額の構成比率×60%

仕入税額の構成比率とは、2019年4月から還付申請前の税額帰属期までに控除済みの増値税専用発票、税関輸入増値税専用納付書等に記載された増値税額が、同期間の全ての控除済み仕入税額に占める割合をいう。

### 免除・控除・還付と未控除税額還付の同時申請

納税者の貨物、役務の輸出、クロスボーダー課税行為の発生について、免除・控除・還付の方法を適用する場合、同一申告期において、免除・控除・還付の申告と未控除税額還付の申請を同時に行うことができる。税務機関は、先に免除・控除・還付の手続きを行い、その後、納税者がなお未控除税額還付の要件を満たしている場合、未控除税額還付の手続きを行う。

### 手続きの一時中止及び追加徴収

未控除税額還付の手続きを行う期間において、未控除税額還付の要件を満たした納税者に以下のいずれかの状況が存在していることがわかった場合、税務機関は未控除税額還付の手続きを一時中止する。

- ▶ 増値税に係る税務リスクが疑われる場合
- ▶ 税務調査を受け、まだ終了していない場合
- ▶ 増値税申告における照合上の異常がまだ処理されていない場合
- ▶ 異常な増値税の控除証憑を取得し、まだ処理されていない場合
- ▶ 税務総局が規定するその他の状況

納税者が仕入税額の水増し、虚偽申告或いはその他の手段で未控除税額還付の詐取を行った場合、税務機関は詐取した還付額を追徴するとともに、「中華人民共和國税收徴収管理法」 (“徴収管理法”) 等の関連規定に基づき処理する。

20号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4308939/content.html>

20号公告の公式解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c4308788/content.html>

39号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4160283/content.html>

「徴収管理法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2015-07/03/content\\_1942889.htm](http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2015-07/03/content_1942889.htm)

### 3. その他

- ▶ 「車両購入税に係る具体的な政策に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2019]71号) (“71号公告”)

#### 概要

第13期全国人民代表大会常務委員会常務委員会で可決され、主席令[2018]19号により公布された「中華人民共和國車両購入税法」(“車両購入税法”)を着実に実施するために、財政部及び国家税務総局は2019年5月23日付で、関連する政策について規定した71号公告を公布した。71号公告は2019年7月1日より施行される。(「車両購入税法」については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2019年1月号を参照のこと。)

71号公告では、課税車両の定義の明確化を図るとともに、車両購入税の計算について、次のように規定している。

- ▶ 納税者が自家用課税車両を購入する際に販売者へ実際に支払う代金全額は、納税者が課税車両を購入した際の関連証憑に記載されている価格(増値税抜き)に基づき確定する。
- ▶ 納税者が自家用課税車両を自ら生産する場合の課税価格は、同類の課税車両(即ち、車両配置番号が同じ車両)の販売価格(増値税抜き)に基づき確定する。同類の課税車両の販売価格がない場合、構成課税価格<sup>1</sup>(=原価×(1+原価利益率<sup>2</sup>))により確定する。
- ▶ 納税者がすでに免税、減税の手続きを行った車両について、譲渡、用途変更等の理由で免税、減税の要件を満たさなくなった場合、譲渡行為が発生した場合は譲受人が車両購入税の納税者となり、譲渡行為が発生しなかった場合は車両の所有者が納税者となる。納税額の計算式は次のとおりである。

$$\text{納税額} = \text{初回納税申告時に確定された課税価格} \times (1 - \text{使用年数}^3 \times 10\%) \times 10\% - \text{納付済み税額}$$

また、車両購入税を納付した車両を車両製造企業または販売企業に返品し、納税者が車両購入税の還付を申請する場合、その還付税額の計算式は次のとおりである。

$$\text{還付税額} = \text{納付済み税額} \times (1 - \text{使用年数}^4 \times 10\%)$$

<sup>1</sup>71号公告によれば、消費税の課税対象となる課税車両は、構成課税価格に消費税額を加算しなければならない。

<sup>2</sup>71号公告によれば、原価利益率は省レベルの税務機関によって決定される。

<sup>3</sup>71号公告によれば、ここでいう使用年数は、納税者が初回の納税申告を行った日から免税、減税の範囲に属さなくなる状況が発生した日までの期間により計算する。使用年数は整数とし、一年未満は使用年数に算入しない。

<sup>4</sup>71号公告によれば、ここでいう使用年数は、納税者が税額を納付した日から税額の還付を申請した日までの期間により計算する。

「車両購入税法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-12/29/content\\_2069910.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-12/29/content_2069910.htm)

71号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4377559/content.html>

### 商務法規

- ▶ 「国务院の2019年立法作業計画の公布に関する通知」(国弁発[2019]18号) (“18号通達”)

#### 概要

国务院は2019年5月1日付で、18号通達により国务院の2019年立法計画を公布した。

当該立法計画によれば、全国人民代表大会常務委員会に提出し、審議を受ける予定の税務、商務及び税関に係る法律案には、契税法の草案(財政部、国家税務総局が起草)、税収徴収管理法の改正草案(財政部、国家税務総局が起草)、輸出管制法の草案(商務部が起草)が含まれる。

また、制定、改正予定の税務、商務及び税関に係る行政法規には、企業所得税法实施条例(改正) (“「实施条例””) (財政部、国家税務総局が起草)、プライベート・エクイティ・ファンド管理暫定条例(中国証券監督管理委員会が起草)、ビジネス環境最適化条例(発展改革委員会、商務部、財政部及び市場監督管理総局が起草)、密輸防止作業条例(税関総署が起草)、企業名称登記管理条例(市場監督管理総局が起草)、外国人永久居留管理条例(公安部が起草)、外資銀行管理条例(改正)(中国銀行保険監督管理委員会が起草)等が含まれる。

さらに、18号通達によれば、関連政府機関は2019年に外商投資法の関連法規を含むその他の立法項目も完了する予定である。

## コメント

18号通達によると、國務院2019年立法作業計画には「实施条例」の改正が含まれる。國務院が2019年4月23日付で公布した714号令により、公益性寄付金の損金算入に関する条項はすでに改正が行われているが(本速報の「税務法規 1. 企業所得税」を参照)、國務院2019年立法作業計画で言及している「实施条例」の改正は、当該改正を指す可能性がある。

現行の税務法規に基づき、「实施条例」にはまだいくつかのさらに改正が必要な条項があり、それには以下のもの

- ▶ 「实施条例」第42条では、企業で発生した従業員教育費支出は、給与賃金総額の2.5%を超えない部分を控除でき、それを超える部分は以後の納税年度に繰り越して控除できると規定している。しかし、「企業の従業員教育費の損金算入政策についての通知」(財税[2018]51号) (“51号通達”)によれば、2018年1月1日以降、従業員教育費支出の控除限度額は給与賃金総額の8%に調整された。(51号通達については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2018年5月号を参照のこと。)
- ▶ 「实施条例」第98条では、加速減価償却を採用できる固有資産を、技術の進歩により、製品のモデルチェンジが速い固定資産、及び常に強い振動、高腐食状態に置かれる固定資産のみとしている。66号公告によれば、2019年1月1日以降、固定資産の加速減価償却に係る優遇政策の適用範囲は、全ての製造業まで拡大された(本速報の「税務法規 1. 企業所得税」を参照)。

18号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-05/11/content\\_5390676.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-05/11/content_5390676.htm)

714号令の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-04/29/content\\_5387404.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-04/29/content_5387404.htm)

51号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.mof.gov.cn/mofhome/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201805/t20180509\\_2890670.html](http://www.mof.gov.cn/mofhome/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201805/t20180509_2890670.html)

66号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201904/t20190429\\_3237412.html](http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201904/t20190429_3237412.html)

## Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

### ▶ 北京

**大谷 光尋**  
監査  
+86 10 5815 4569  
mitsuhiro.otani@cn.ey.com

**鍋島 正知**  
監査  
+86 10 5815 4253  
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com

**上村 希世子**  
税務・移転価格  
+86 10 5815 2289  
kiyoko.kamimura@cn.ey.com

### ▶ 大連

**秋山 大輔**  
監査  
+86 411 8252 8999  
daisuke.akiyama@cn.ey.com

### ▶ 上海

**高橋 臣一**  
監査  
+86 21 2228 2740  
shinichi.takahashi@cn.ey.com

**八幡 正博**  
監査  
+86 21 2228 4652  
masahiro.yawata1@cn.ey.com

**鯉沼 里枝**  
監査  
+86 21 2228 3976  
rie.koinuma@cn.ey.com

**星野 友子**  
監査  
+86 21 2228 5958  
tomoko.hoshino@cn.ey.com

**山村 亮**  
監査  
+86 21 2228 3239  
ryo.yamamura1@cn.ey.com

### 江海峰

金融  
+86 21 2228 2963  
alex.jiang@cn.ey.com

### 石川 翔太

金融  
+86 21 2228 4006  
shota.ishikawa@cn.ey.com

### 坂出 加奈

税務・移転価格  
+86 21 2228 2289  
kana.sakaide@cn.ey.com

### 小島 圭介

税務  
+86 21 2228 2854  
keisuke.kojima@cn.ey.com

### 丸山 直也

法務  
+86 21 2228 8346  
maruyama.naoya@eychenandco.com

### 久保田 順一

TAS  
+86 21 2228 4749  
junichi.kubota@cn.ey.com

### ▶ 広州

#### 長内 幸浩

監査  
+86 20 2881 2675  
yukihiro.osanai@cn.ey.com

#### 穴井 宏明

監査  
+86 20 2881 2888  
hiroaki.anai@cn.ey.com

#### 石澤 晶宗

税務  
+86 20 2881 2712  
masamune.ishizawa@cn.ey.com

### ▶ 深圳

**小島 慎一**  
監査  
+86 755 2502 5463  
shinichi.kojima1@cn.ey.com

### ▶ 香港

**重富 由香**  
監査  
+852 2629 3907  
yuka.shigetomi@hk.ey.com

#### 柿本 啓太

監査  
+852 2846 9005  
keita.kakimoto2@hk.ey.com

#### 田所 聡史

監査  
+852 2846 9623  
satoshi.tadokoro@hk.ey.com

#### 吉田 薫

監査  
+852 2629 3909  
kaori.yoshida@hk.ey.com

#### 稲葉 宏和

金融  
+852 2629 3046  
hirokazu.inaba@hk.ey.com

▶ 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

崔 虹

税務

hong.cui@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケティング本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。  
[www.ey.com](http://www.ey.com)

© 2019 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03008681

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

[ey.com/china](http://ey.com/china)

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

